

年に7回、市民しんぶん(区版)に挟み込んで配布しています!

京都市会だより 第140号

令和6年(2024年)12月15日発行

京都市印刷物 第066033号



京都市会 検索 Facebook follow me! 京都市会YouTubeチャンネル

発行/京都市会 編集/京都市会事務局 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 TEL. 075(222)3697 FAX. 075(222)3713



9月市会後半の報告

政令指定都市で初の議員提案

議員提案により「ケアラーに対する支援の推進に関する条例」ができました!!

～ケアラーを社会全体で支え、全てのケアラーが安心して、自分らしく、希望を持って暮らせる社会を目指して～

京都市会では議員提案による条例制定を目指し、令和6年5月から各会派の代表者で構成するプロジェクトチームを設置し、議会一体となって取組を進めてきました。

11月6日の本会議で、ケアラー支援を行うに当たっての理念、市の責務、基本的施策などを定めた「ケアラーに対する支援の推進に関する条例」を、**全議員の共同提案、全会一致により可決**しました。



▲正副議長、プロジェクトチームと京都ケアラーネットの皆様

ケアラーって?

高齢、身体上または精神上的の障害、疾病、使用する言語などにより援助を必要とする家族や友人、身近な人を無償でケアする人のことだよ。



当事者や関係者、市民の皆様とともにつくりあげたよ!
条例の検討過程では、ケアラー当事者や関係者から意見聴取・意見募集を行ったほか、パブリックコメントを実施して多くの方の声をお聞きし、寄せられた600件以上のご意見を踏まえ、皆様の思いを反映した条例案を作成したよ!
皆様からのご意見はホームページで紹介しているので、ぜひご覧ください!



▲提案説明の様子(プロジェクトチーム座長)



▲プロジェクトチーム会議の様子

条例の主なポイント

- 前文では、京都ならではの先駆的なケアに関するこれまでの取組を踏まえ、全てのケアラーが自分らしく生きることができる社会の実現を目指すという決意を掲げています。
- 「ケア」は、誰もが関わり得るもので、社会を支える必要不可欠な営みであることから、その重要性をしっかりと認識するために「ケア」という言葉そのものを明記しています。
- ヤングケアラーや若者ケアラーに関して、成長・発達の過程や進学・就職など人生の重要な移行期にあることを考慮し、学校等の役割や、状況の変化に応じた切れ目ない支援について定めています。
- 潜在的なケアラーに自身がケアラーの役割を担っていることへの気づきを促すことで適切な支援につなげるとともに、年齢や日常で使用する言語などのケアラーの多様性に配慮した情報の発信を行うこととしています。
- ケアラー支援の推進に当たって、計画を策定し、ケアラー当事者やその関係者の意見を聞くための協議の場を設置することとしています。
- ケアラー支援に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずることとしています。

※詳細は京都市会ホームページ、リーフレットをご覧ください。



◀京都市会ホームページ (条例の制定に向けた取組のページ)

リーフレットは区役所、支所等で配架しているよ!



その他、令和5年度決算等についても審議を行いました。

議論の内容等については、2面をご覧ください!

